

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業関連事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、いばらき電子申請・届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49の項(主務省令事項を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号) 番号法第9条第2項の条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・番号法第19条第8号 別表第2の70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号) 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第7号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども包括支援課
②所属長の役職名	こども包括支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 こども未来部 こども包括支援課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月2日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長 川村 正明	健康増進課長 新 豊	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条、番号法第9条第2項に基づく条例	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39、19、30、44条	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成29年4月3日	評価実施機関における担当部署	健康増進課長 新 豊	健康増進課長 塚本 浩幸	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成29年11月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、いばらき電子申請・届出サービス	事前	子育てワンストップサービス開始に伴う修正
令和2年4月30日	事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び妊婦健診・幼児健診の管理	母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。	事前	情報提供システムネットワーク取扱事務の追加に伴う修正
令和2年4月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号) 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第7号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第2の69の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第38条の3第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号) ・番号法第19条第7号 別表第2の70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号、第2号及び第3号) 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、56の2の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第30条第7号)、87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)	事前	情報提供システムネットワーク取扱事務の追加に伴う修正
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保健福祉部 健康増進課長	こども未来部 こども包括支援課長	事前	機構改革による所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	土浦市 保健福祉部 健康増進課 茨城県土浦市下高津2-7-27 029-826-3471	土浦市 こども未来部 こども包括支援課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111	事前	機構改革による問い合わせ先の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない